

# 矯正施設見学会 開催要項

## 1 目的

刑務所などの矯正施設入所者の中には、福祉の支援を必要とする高齢者又は障害者が数多くいることが広く知られるようになってきました。しかしながら、矯正施設入所者とはどのような人で、施設内でどのような生活をしているのか、私たちが矯正施設内の実情を知ることは容易ではありません。

こうした矯正施設入所者を取り巻く環境や処遇について、実際に矯正施設での見学を通して知るとともに、出所後に地域で安定した生活が送れるよう、更生保護施設をはじめとする様々な機関の役割や連携について学ぶことを目的として、見学会を実施します。

また、事例を用いた勉強会を通して、実際に刑余者に支援をしていくうえでの新たな視点や手法について学ぶことを目的としています。

## 2 主催

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

## 3 共催

山口刑務所、更生保護施設山口更生保護会、山口保護観察所

## 4 場所・日時

【場所】 更生保護施設ひまわり寮 （山口市三和町11番41号）

山口刑務所 （山口市松美町3番75号）

山口県社会福社会館 （山口市大手町9番6号）

【日時】 平成30年9月18日（火）午前9時30分～午後5時30分

### <山口刑務所の紹介>

男子受刑者で犯罪傾向のすすんでいない者（初犯等）が主な対象となる。また、刑事被告人として裁判中の者（未決拘禁者）も収容している。その他、全国の刑事施設のうち指定された総合訓練施設であることから、同訓練受講を希望する者も受け入れている。

### <更生保護施設ひまわり寮の紹介>

刑余者又は非行少年のうち、身寄りのない人や、犯罪や非行に陥りやすい環境への改善が必要な人などが主な受け入れの対象となる。住居と食事の提供を行いつつ、基本的には就労によって自立が出来るよう、指導や援助を行う。

## 5 定員

25人（勉強会の定員については40名）

## 6 参加対象

社会福祉に携わる関係者であり、現に矯正施設退所者の支援を行っている者、若しくは今後矯正施設退所者の支援を行う可能性ある者

## 7 内容

### 【タイムスケジュール】

時間		会場
9:30~11:30	① 各機関の概要・役割について	更生保護施設
11:30~12:00	更生保護施設見学	
12:00~13:00	昼食・休憩・移動	
13:00~13:30	② 矯正施設の概況説明	矯正施設
13:30~14:30	矯正施設見学	
14:30~15:30	移動・休憩	
15:30~17:30	③ 勉強会 (勉強会のみ参加も可能)	山口県社会福祉会館 4階「大ホール」

※ 内容については、一部変更になる場合があります。

### ① 各機関の概要・役割・福祉関係者に求めることについて

- ・ 保護観察所（35分）
- ・ 矯正施設（35分 矯正施設における福祉的支援）
- ・ 定着支援センター（35分 業務内容説明）
- ・ 更生保護施設（15分）

### ② 矯正施設の概況説明・矯正施設見学

### ③ 勉強会（講師：山口県立大学 教授 水藤昌彦氏）

勉強会では、リフレクティングプロセスを通して事例について検討し、実際に刑余者に支援をしていくうえでの新たな視点や手法について学ぶことを目的としています。

※『リフレクティング・プロセス』…参加者同士の対話の中で生まれる様々な視点の違いを、自由に話し合うことで納得解に活かしていく問題解決法。

## 8 参加費

無 料

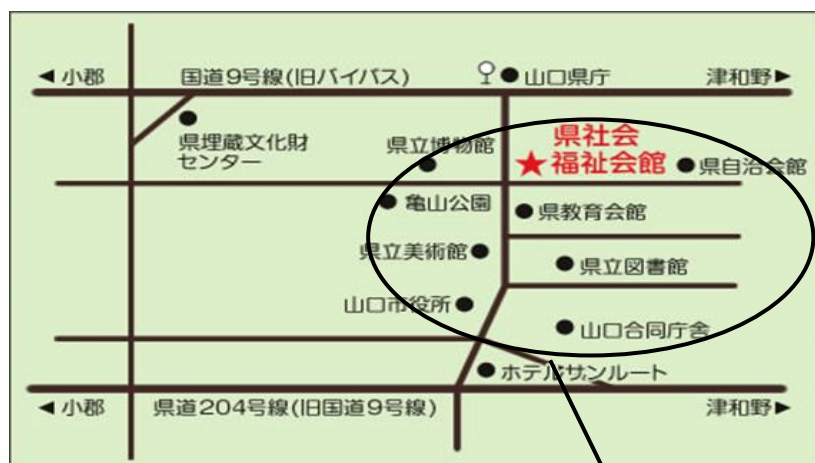
## 9 参加申込み

- (1) 別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、平成30年8月17日(金)までに、本会に郵送又はFAXで申込みください。
- (2) 参加の可否については、平成30年8月24日(金)までにFAXにより通知を行います。
- (3) 申込みの定員を超えた場合、これまでの参加申込み状況等により調整させていただきますことがあります。予め御了承の上、申込んでください。
- (4) 参加決定後に欠席される場合は、速やかに、「13 申込み・問い合わせ先」まで連絡をお願いいたします。

## 10 集合場所・時間について

ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館（山口県山口市大手町9番6号）1階ホールに、午前9時までに集合をお願いします。また、現地には駐車場が無いため、移動はタクシーで行います。（費用は無料です。）

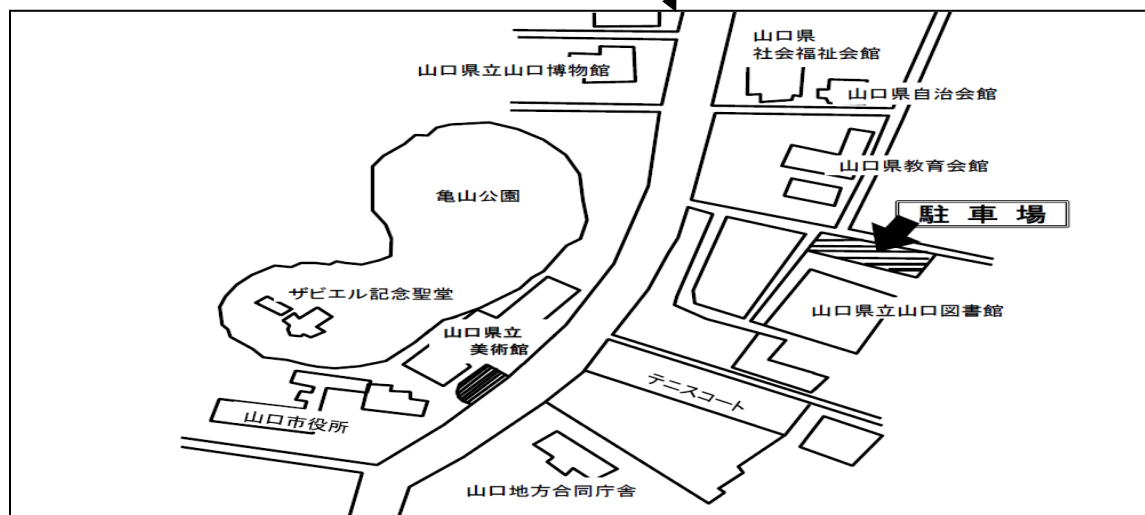
《社会福祉会館周辺地図》



【自家用車利用の場合】

- ・小郡 IC から約 10km
- ・防府東 IC から約 18 km

(拡大図)



※駐車場は、山口県立図書館横の駐車場にお止め頂くようお願い致します。

## 11 注意点

- (1) 施設見学のみでの参加は原則お断りさせていただきます。「施設見学会」には勉強会も含まれます。
- (2) 見学時の写真撮影や携帯電話、煙草、喫煙具、I Cレコーダーなどの持込みは、禁止です。
- (3) バッグ等身の回りの物は、見学前に待機室に預けます。
- (4) 受付をしないで、矯正施設内へ入ることはできません。
- (5) 服装は、シャツ・ブラウスにスラックス等、見学にふさわしい服装で参加してください。(ジャージ、ジーンズ不可。) 特に女性の方は、華美な服装はご遠慮ください。(露出度の高い服装、スカート、ピンヒール、派手なアクセサリ等は禁止です。長髪はまとめてください。)
- (6) 矯正施設内の行動については、矯正施設職員の指示に従ってください。
- (7) 昼食は更生保護施設内でとりますので、各自で必ず昼食をご準備ください。

## 12 個人情報の取扱い

申込みの際に得た個人や所属先の情報は、矯正施設に提供する他、本事業の運営(参加者への連絡等)に必要な範囲内で使用させていただきます。

## 13 申込み・問い合わせ先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

生活支援部 生活支援班

担当：江川、福田

〒753-0072 山口市大手町9番6号

TEL：083-924-2818

FAX：083-922-1295

E-mail：teichaku@yg-you-i-net.or.jp